



かわうち 議会だより



第225号

令和2年6月1日

川内村議会事務局

TEL 0240-38-3803

FAX 0240-38-2116

〒979-1292

双葉郡川内村

大字上川内字早渡11-24

題字：猪狩 拓希さん（作成時：川内小学校6年）



▲上川内の国見地区の桜です。今年は気温が高かったせいか例年より早く花が咲きました。

目次

第1回定例会 可決された議案	P 2
村からの行政報告	P 4
各議員による採決状況	P 6
一般質問 8 議員登壇	P 7
第1回臨時会	P 17
請願と陳情の方法	P 18

次の定例議会は、
6月に開催されます

お気軽に傍聴ください。（定員は30名です）

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。

帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へ申し出ください。

**令和2年度 一般会計当初予算額
93 億 4,800 万円可決!!**

令和2年第1回定例会 3月10日から13日まで開催

令和2年度予算、令和元年度補正予算、条例改正など32議案が提出審議され全議案可決！

令和2年第1回議会定例会は、令和2年3月10日から13日までの4日間の会期で開催された。村長から提案された人事案件、条例の制定、改定、一般会計・特別会計補正予算、当初予算など32議案を審議し、原案どおり可決した。また、3月10日には8名の議員が一般質問を行った。

可決された議案

◆令和元年度 川内村一般会計補正予算（第9号）

既定の歳入歳出予算の総額に 4 億 7,473 万円を減額し、予算の総額を 92 億 9,186 万 8 千円とした。

減額となった主な歳出は、台風 19 号に伴う復旧費関係と除染委託事業費など。

◆令和元年度 川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

既定の歳入歳出予算の総額に 82 万 7 千円を増額し、予算の総額を 5 億 224 万 4 千円とした。

◆令和元年度 川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）

既定の歳出額内での補正で額に変更はなく、予算の総額は1億9,480万4千円とした。

◆令和元年度 川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算の総額に 4,609 万 6 千円を減額し、予算の総額を 3 億 1,298 万 8 千円とした。

◆令和元年度 川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

既定の歳入歳出予算の総額に 3,653 万 1 千円を減額し、予算の総額を 5 億 1,989 万 1 千円とした。

◆川内村情報公開条例の一部を改正する条例

◆川内村個人情報保護条例の一部を改正する条例

◆議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

◆職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◆川内村社会教育指導員設置等に関する条例の一部を改正する条例

◆川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◆川内村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

◆川内村ミニライスセンター設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

◆令和２年度東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例の制定

◆川内村いわなの郷、川内村温泉交流施設かわうちの湯及びいわなの郷体験交流館の指定管理者の指定

◆川内村農産物直売所の指定管理者の指定

可決された議案

- ◆かわうち葬祭センターふるさとの指定管理者の指定
- ◆工事請負変更契約の締結について（第 39 号 町分地区宅地造成工事）
- ◆工事請負変更契約の締結について（第 34 号 沼田橋補修工事）
- ◆工事請負変更契約の締結について（第 36 号 神揚地区水路工事）
- ◆辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定
- ◆令和 2 年度 川内村一般会計予算
予算額を 93 億 4,800 万円と定めた。
- ◆令和 2 年度 川内村国民健康保険事業勘定特別会計予算
予算額を 4 億 2,505 万 2 千円と定めた。
- ◆令和 2 年度 川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
予算額を 1 億 6,175 万円と定めた。
- ◆令和 2 年度 川内村農業集落排水事業特別会計予算
予算額を 1 億 439 万 8 千円と定めた。
- ◆令和 2 年度 川内村介護保険事業勘定特別会計予算
予算額を 5 億 1,743 万円と定めた。
- ◆令和 2 年度 川内村介護サービス事業勘定特別会計予算
存目計上
- ◆令和 2 年度 川内村後期高齢者医療特別会計予算
予算額を 7,156 万 8 千円と定めた。
- ◆川内村教育長の任命につき同意を求めることについて
教育長に上川内字中里 115 番地の 1、秋元 正氏が再任、任期は令和 2 年 4 月 1 日から 3 年
- ◆人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に下川内字吉ノ田和 10 番地の 1、高野 政義氏が再任、任期は令和 2 年 7 月 1 日から 3 年

令和2年度 一般会計及び特別会計 当初予算

(単位:千円)

会 計 別		令和2年度	前 年 度	比 較
一 般 会 計		9,348,000	8,297,000	1,051,000
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	425,052	436,924	△11,872
	国 保 直 営 診 療 所	161,750	161,984	△234
	農 業 集 落 排 水 事 業	104,398	283,244	△178,846
	介 護 保 険 事 業	517,430	519,974	△2,544
	介 護 サービス事業	1	1	0
	後 期 高 齢 者 医 療	71,568	77,881	△6,313
	計	1,280,199	1,480,008	△199,809
合 計		10,628,199	9,777,008	851,191

《令和2年度の主な事業》

- 防災行政無線更新工事…………… 1億5,895万円
防災行政無線の更新に伴う工事です。(消防費)
- プレミアム付商品券事業…………… 7,500万円
昨年度に引き続き今年度も商品券を販売します。
(上限 1人 60,000円 ⇒ 90,000円)(商工費)
- 川内村醸造施設整備事業…………… 4億4,216万円
新たな農業への挑戦、地方創生の取り組みとしてワイン用ブドウの栽培を行って
おり、収穫したぶどうをワイン醸造するため醸造用施設等を整備します。(農林水産業費)
- 災害復旧事業…………… 23億4,233万円
台風19号により被災した村道、河川、農地、農道、農業施設(水路等)及び林道などの復
旧事業等です。(災害復旧費)
- 教育環境整備事業…………… 14億4,244万円
令和3年4月開校の義務教育学校等を整備します。(教育費)

村からの行政報告

1. 要望活動について

はじめに、要望活動であります。12月16日には、中野洋昌（なかのひろまさ）経済産業大臣政務官兼復興大臣政務官 が来庁され、渡邊一夫議長にも同席をいただき、移住定住のための施策の充実やワイン事業や住環境整備への財政支援等6項目について、要望を行いました。

2. 台風19号に伴う査定結果について

昨年10月の台風19号は、令和元年東日本台風と命名されましたが、本村では県内最大の442ミリメートルもの雨量を観測し、公共施設、農地・農業施設、林道施設に極めて甚大な災害をもたらしました。この災害に伴う復旧は、国の災害査定を受け復旧事業を進めてまいりますが、昨年12月2日から先月7日までに計7回の査定を受けたところであります。

農地及び農業施設の災害査定は、計3回で、111地区 6億9,553万2千円、林道施設は1回の査定で9路線20箇所 9,053万円、普通河川や村道の公共土木施設災害査定は、計3回 77箇所 12億6,582万7千円、合わせて 208箇所 20億5,188万9千円の決定を受けております。

また、農地災害復旧については、災害査定終了後、激甚法に基づく補助率増高申請を行い、補助率97.9パーセントの決定を受けたところであります。

災害復旧工事は、３年以内の復旧が原則でありますので、この期間内に全被災箇所の復旧を図っていくため、今後は、査定決定に伴う実施設計を行い、復旧工事を速やかに発注してまいります。

3. 川内村の企業合同賀詞交歓会について

川内村の企業合同賀詞交歓会が、1月18日、昨年に引き続き開催され、震災前からの企業に加え、震災後新たに川内村に進出した企業や進出を計画している企業、そして、国・県・村・商工会の関係者など75人が出席されました。出席者からは、「企業同士の交流、情報交換の場として有意義な機会だった。」との声が聞かれました。

4. 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルス感染症が国内のみならず、世界的にも拡大しているところでありますが、去る2月26日、総理から「今後2週間は全国的なスポーツや文化イベントの中止や延期、規模縮小」が要請さ

れ、「この１・２週間で感染拡大防止に極めて重要」と述べられ、翌27日には、総理から「全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、３月２日から春休みまで臨時休業を行うよう」要請があったことから、私としては、新型コロナウイルス対策を優先すべきと判断し、今月１日から７日まで予定しておりました、スイスの原子力関係機関であるスイス連邦原子力安全機関から招聘のありました国際会議への出席は取りやめることとしました。そして、２月28日には、私を本部長とする川内村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有を図り、関係機関と連携して対応する体制を整備いたしました。

これまで、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行う国や県の窓口、感染の疑いのある方向けに設置している保健所の帰国者・接触者相談センターの情報などを、防災無線やホームページで周知するとともに、各種会議や区長さんを通じて全世帯へのチラシ配布を行い、広く住民の皆様周知を図っているところであります。

去る、7日には福島県内でも、感染者が確認されましたので、引き続き、村民の皆さんには手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いし、早期の終息を願うところであります。

5. 教育關係行政報告

2月27日、国の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理から全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう、また、翌日には県教育長から3月2日以降1～2日の登校日を設けて臨時休業するよう要請がありました。これを踏まえて、村長を交えて臨時の校長会を開催して協議した結果、本村においては3月4日から3月23日までの間、学校保健安全法第20条に基づき小学校と中学校を臨時休業することにしました。この間の学校行事については、必要性を改めて検討して中止若しくは規模縮小、時間を短縮して実施することとし、児童生徒には臨時休業の趣旨を周知するとともに休業中の生活と学習について指導し、担任が随時確認しております。また、どうしても仕事に行かなければならない家庭への対応として、放課後子ども教室を感染防止策を強化して終日実施するとともに保育園については休業要請対象にはなっていないことから、感染予防策を強化して平常どおり開園しております。興学塾については、感染防止の観点から3月の講義は閉講しております。

一方、3月1日の第16回感染防止対策本部では、スポーツジム利用者からクラスター感染が広がったことを踏まえてジム利用自粛要請をしたことから、モリタロウプールの感染予防対策を強化するとともに採暖室の利用と筋力強化教室等を中止しました。さらに、3月7日にはいわき市で感染者発生が判明したことから、トレーニングジム全体を3月31日まで休止することにしました。今後については、感染状況の推移を踏まえて村対策本部で協議しつつ対応してまいります。

次に、教育環境整備事業の進捗状況については、義務教育学校建設工事は2月末現在で30%、認定こども園は43%の実績で、ほぼ予定どおりの進捗と聞いております。今後は、小学校の改築工事も加わってくることから、小学校機能を中学校に移設して教育活動を行いたく、今月中に引越作業を予定しております。

制服、運動着については、児童生徒、保護者等のアンケート調査を踏まえて基本デザインを絞り込み、さらに機能性や生徒指導上の観点を加えて細部のデザインを検討しております。

校章については、村内外から70点の応募があり、2月26日に選定委員会を開催して福島大学三浦浩喜副学長の指導のもと第一候補から第三候補を選定しました。今後、補作、修正等を依頼して完成させてまいります。

義務教育学校に新たに設置する地域文化伝承教室については、先の全員協議会で説明申し上げたところですが、平成29年度に策定した小中一貫教育・学校施設複合化施設整備基本構想の理念を体现すべく、村の伝統文化や歴史を紹介しつつ村民同士や子供たちとの交流の場として、また、公民館的機能を加えた施設として整備してまいりたいと思っております。また、学校施設複合化については、子供たちの放課後健全育成、学習支援、長寿社会におけるリカレント教育機会の提供等も併せて実施すべく検討しております。

開校までの課題は多々ありますが、一つひとつに真摯に向き合って1年後の開校を村民の皆様とともに迎えたく、議員各位におかれましては引き続きご理解とご支援をお願い申し上げ行政報告といたします。

■各議員による採決状況

[illegible]

○=贊成



一般質問

一般質問 8 名の議員が村の考えを質す

○一般質問の内容

通告順	議 員	質 問 事 項
1	井出 剛弘	1. 台風 19 号による復旧について 2. 廃園廃校の跡地利用について
2	井出 茂	1. 新型コロナウイルス肺炎の対策について 2. 常磐線全線開通に合わせた新常磐交通のバス運行について 3. 移住促進事業について
3	坪井 利之	1. かわうちワイン株式会社について
4	新妻 幸子	1. 川内村所有の山林に対する補償について 2. 医療費助成の継続について
5	高野 恒大	1. 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の改定について 2. 各種団体等に対する補助金等の改定について 3. 東日本大震災と原発事故後の村の復興施策について
6	佐久間武雄	1. 復興創生期間 10 年目を迎えて
7	久保田裕樹	1. 第 5 次川内村総合計画の取り組みについて
8	高野 政義	1. 川内村民の健康について

※今回の一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は 60 分以内で、納得いくまで質問、答弁が繰り返行われました。

ここが聞きたい

議員8名が登壇



井出 剛弘 議員

台風19号による復旧について

質

1 国の災害査定は終了したと聞いておりますが、その結果について伺います。また、国の災害に該当しなかった小災害についてもあわせて伺います。

2 災害箇所の工事発注についていつ頃予定しているのか、また、被害箇所のうち農地について自分で復旧しなければならない場所について対象農家へいつどのような形で周知するのか伺います。

3 農地には被害がなくても堰や水路など農業用施設の被害のため作付けできないところが予想されます。この周知についても伺います。

答

1 点目の台風19号による復旧について でありま

すが、記録的な大雨をもたらした台風19号は、県内最大の442ミリメートルの雨量を観測し、普通河川や村道、農地、農業施設、林道施設等に多大な被害をもたらしました。特に、農地や農業施設の被災は、震災以降、農業再生を復興の柱として取り組み、作付け面積を70パーセント台まで回復させた矢先の被災であり、復興に水を差す結果となりましたが、一日も早く復旧事業を進めるとともに、更なる農業再生に繋げていきたいと考えております。

1 つ目の台風19号災害査定結果と小災害について であります。が、農地・農業施設災害査定は、昨年12月2日から今年1月24日まで3回の査定を受け、111地区7億3,373万2千円を申請し、111地区 6億9,553万2千円の決定、林道施設災害査定は、昨年の12月16日から19日まで1回の査定を受け、9路線20箇所9,815万7千円を申請し、9,053万円の決定、更に公共土木施設災害査定は、昨年12月24日から今年1月7日まで3回の査定を

受け、普通河川56箇所、村道21箇所、77箇所、13億2,27万1千円を申請し、77箇所 12億6,582万7千円の決定を受けております。

台風19号に伴います7回の災害査定結果は、合わせて208箇所20億5,188万9千円となっております。また、災害復旧事業に該当しない、小災害については、農地・農業施設災害が324箇所、林道施設が36箇所、公共土木施設が51箇所の411箇所 復旧額が約1億2,000万円となっております。

2 つ目の災害復旧工事の発注時期について、ありますが、林道施設の災害復旧工事は、査定決定を受けた全9路線20箇所について、繰越明許として実施設計完了後に発注予定であり、公共土木施設は、第7次査定で決定を受けた10箇所の河川災害復旧工事を繰越明許として実施設計完了後に発注を予定し、残る46河川の復旧工事については令和2年度予算に計上し、発注する予定であります。また、21箇所の道路災害復旧工事は、令和2年度の早い時期に発注してまいります。

農地・農業施設災害復旧については、第2次と3次で査定決定を

受けた92箇所を今年度の繰越明許として5月頃に発注する予定であり、残る19箇所については、令和2年度中の発注を予定しております。また、農家が自己復旧しなければならぬ箇所の周知であります。農地災害復旧事業と小災害復旧事業の対象農家には、去る2月26日付けで、農地災害復旧事業の申請通知を送付しておりますので、通知がされていない農地は自己復旧箇所となります。ただし、農地被災箇所の見落としがないように努めておりますが、調査漏れ箇所については、農家の皆様から連絡を頂ければ対応してまいります。

3 つ目の、農業施設の被災により作付けが出来ないと予想される農地の周知であります。令和2年度の作付けが出来ない農地の所有者に対して、去る2月28日付けで「農業施設災害復旧事業への協力」として通知をしたところであり、各農家が令和2年度産米の水稲作付け申請をする際にも対象農家に対しては直接説明を行っていく予定であります。

今後は、実施設計を速やかにを行い、復旧事業を進めてまいります。災害復旧事業は、3年以内の復旧が原則でありますので、期間

内に全被災箇所の復旧を図っていく計画であります。

廃園廃校の跡地利用について

質 かわうち認定こども園及び川内中学校が来年に廃園、廃校となって供用が終了します。そのため跡地をどのように利用するのか、昨年3月議会定例会で質問しました。川内村公用施設等利活用方針検討委員会を立ち上げ検討との回答であったと記憶しています。その後施設活用と跡地をどのような方向性になるのか お伺いします。

答

答 2点目の廃園廃校の跡地利用についてであります
が、昨年1月、「川内村公用施設等利活用方針について」の諮問を行い、川内村公用施設等利活用方針検討委員会において議論が行われ、昨年3月1日中間答申が提出され、同年12月9日には最終答申がされたところであります。

昨年3月1日の中間答申では、たかやま倶楽部を村づくりの一翼を担う、一般社団法人の拠点施設として活用すべきとの答申があり、たかやま倶楽部管理条例等を

改正し、昨年7月から一般社団法人かわうちラボに指定管理をお願いしているところであります。

全7回にわたる委員会を通じ、
 廃校小学校を役場庁舎として活用
 した西会津町の現状の視察なども
 行い、調査検討した結果、昨年12
 月9日の最終答申では、令和3年
 3月末に廃校となる中学校には役
 場庁舎とコミュニティセンター機
 能を移転することが適当である。

また、かわうち保育園は、大智学園高等学校からの施設利用の希望があり、今後の大智学園高等学校側の利活用計画によって判断をすべきとの答申されたところであります。併せて、移転により使用されなくなるコミュニティセンターは老朽化や構造的な問題から取り壊し、体育センターについては、耐震基準に適合していないことから同じく解体すべきとの答申内容でありました。更に、旧富岡中学校内校の校庭を含め廃校となる中学校周辺についての整備計画を策定し、有効に利活用すべきとの答申がなされたところであり、来年度において、中学校校舎が役場庁

ここが聞きたい

議員8名が登壇

舎やコミュニティセンター機能移転に対応できるか建物調査を行うための経費を計上したところであり、それらの結果を踏まえて整備方針を策定してまいりたいと考えております。



新型コロナウイルス肺炎の対策について

質 日本の新型コロナウイルスの感染者は2月16日現在で、44名、うち死亡者1名となっております。感染力は強いものの重症化して死亡するケースとしては、糖尿病や心不全の患者、人工透析や免疫抑制剤、抗がん剤を使っている人などと発表されています。又、国立感染研究所の指導によるところによれば「風邪の症状を感じたら、まずは自宅療養。だるさ、発熱、呼吸器症状が出たら、厚生省などの相談センターに電話をしてほしいと発表されています。

そこで、川内村は今後、感染予

防の啓蒙活動や相談窓口の周知などの様に考えているのか お伺いします。

答

答 1点目の、新型コロナウイルス肺炎の対策について であります。村では、2月28日 感染予防及び拡大防止対策の徹底のため、村長を本部長とした川内村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有を図るとともに、各課連携のもと一丸となって対応する体制を整備したところであります。

現在、「せきエチケットや手洗いの徹底等の感染予防対策についての情報」と新型コロナウイルス感染症に関する、「一般的な問い合わせを行う窓口」や「感染の疑いのある方が相談する帰国者・接触者相談センター」の情報を、防災行政無線やホームページでお知らせしております。併せて、公共施設等でのチラシの掲示や全世帯へチラシを配布し、広く住民の皆様へ周知を図っているところでもあります。また、村内の交流施設や福祉施設に対して、職員の健康管理や感染予防について助言をさせていただきます。

今後も、関係機関と連携し、国・

ここが聞きたい

議員8名が登壇

感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。

常磐線全線開通に合わせた新常磐交通のバス運行について

質

東日本大震災と原発事故の影響により不通となっているJR常磐線富岡～浪江間は、3月14日に運行を再開し、広野～原ノ町間で普通列車を1日上下22本運行する。特急ひたちは品川・上野～仙台で1日上下6本運転するとされています。

そこでお伺いしますが、通勤・通学に利用出来るようにバスの便の確保は必要だと考えます。現在のこの事について交渉されているのか、いるとすればどのような進捗状況なのかお伺いします。

答

2点目の常磐線全線開通に合わせた新常磐交通のバス運行について でありませんが、常磐線全線再開通につきましては、沿線自治体はもとより本村においても待望の再開通であり、復興の加速や地域の活性化を期待するものであります。

村はこれまで、再開通に合わせ

要望してまいります。

移住促進事業について

質

政府は、東京電力福島第一原発事故により避難区域が設置された12市町村や県などに対して、避難指示解除地域等への移住を促すための交付金を措置する方針を固めた。避難指示が解除されても住民の帰還が進まない自治体にとって人口減により担い手不足や税収減が喫緊の課題となっている。これまでの帰還環境整備に加え、移住者を呼び込むことで定住者を増やすことを目的としています。

この交付金は2020年度末までの「復興・創生期間」後の復興を見据え2021年度から移住促進政策を行うとされ、全額国費となる福島再生加速化交付金で対応するとされています。

川内村の第5次総合計画との整合性かなりの部分であるかと推測されます。

2021年度の交付金に合わせ子育て世帯の帰還支援教育環境の整備、観光などによる「交流人口」「被災地と継続的に関わる「関係人口」の掘り起こしに向けた施策など、さらに具体的な内容の検討が必要と思われます。各課横断

的連携とかわうちラボ等を中心とした検討委員会の立ち上げが必要かと思いますが、今後の方針をお伺いいたします

答

3点目の移住促進事業についてであります。昨年12月20日閣議決定された、「復興・創生期間」後における「東日本大震災からの復興基本方針」には、帰還環境整備に加え、本村が再三要望してまいりました移住の促進や交流人口・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むための取組などが盛り込まれたところであり、更に去る3月3日には福島復興再生特別措置法の一部改正法案が閣議決定され、今国会に提出されているところであります。議員のご質問にあります、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に係る施策が追加されたことから、これまでの施策に加え、令和3年度からの交付金を活用した施策の実施に向けて、役場内の課長等で組織する「政策会議」により横断的連携を図り、一般社団法人かわうちラボ等と情報を共有して参ります。



坪井 利之議員

かわうちワイン株式会社について

質

1 前回の定例会一般質問において醸造施設整備事業に関する福島県再生加速化交付金の交付を受けるための本申請を1月に行うとの事でしたがその後の進捗状況を伺います。

2 かわうちワイン株式会社は2019年10月29日の株主総会の決議により役員改選が行われました。新体制による今後の経営方針及び経営戦略を伺います。

答

1 点目の、醸造施設整備事業に関する福島県再生加速化交付金、本申請の進捗状況であります。令和元年第4回定例議会において答弁した通り、国及び県から指摘のあった事項について整理し、福島県から国に対して令和2年1月15日に本申請を提出し、現在は国の各省で協議中で

あると聞いております。

2 点目の、会社の新体制による今後の経営方針及び経営戦略であります。この件につきましては株式会社内部の問題と解釈しておりますが、会社の経営方針としましては、「まずは、良質なブドウの安定生産と管理運営体制の整備、ワインの醸造体制・販売体制の構築、ワイン事業を核とした連携と情報の発信によりワインでものづくり、ワインで人づくり、ワインで仕事づくりを目指し、川内村の新たな魅力づくりを推進していきたい。」と聞いております。村としましては、会社の株主としての責任もございますので、地域の皆様にご理解を頂けるよう会社の事業についてはしっかりサポートしてまいりたいと考えております。



新妻 幸子議員

川内村所有の山林に対する補償について

質

昨年一般質問をしておりますが再度質問致します。あの震災と原発事故から3月で9年が経過致します。山林王国のわが村は、山の恩恵を受けて生活が成り立っております。原発事故後、個人所有の山林については東京電力から補償されておりますが、村所有の山林については、村に未だ補償が示されておられません。現在の進捗状況についてお伺いします。

答

1 点目の川内村所有の山林に対する補償について ありますが、部分林や家経林などの、自治体と個人が契約している分収林における立木については、原子力損害賠償紛争審査会からの中間指針、第4次追補が出されたと同時に、村持分に対する立木賠償請求を行い、議員ご承知のとおり、平成29年3月末で受入れが完了しているところであります。

ます。

公有財産の賠償につきまして、原子力損害賠償紛争審査会及び東京電力は、公共財物の賠償に関する基本的な考え方をまとめ、賠償手続きの簡略化や迅速化を考慮の上、一律の基準で賠償するのが適当であると発表しており、公有林の立木賠償も、これに類するものと考えております。

「原子力損害賠償審査会における地方公共団体の財物賠償」に関し、賠償の基準は民間財物と同等とし、東京電力が基準を示した上で、県や市町村と個別に協議を行って賠償額を算定するとしております。

このことを踏まえて東京電力は、今年2月20日「公共財物における立木の賠償に係る案内」を発行しております。

その内容は、「山林については、販売を目的とする営林などにおける収入の減少や追加的費用を要するものについては、賠償の対象とすることが適当である」として、賠償請求に向け、旧避難指示区域内と旧緊急時避難準備区域内に所有する直営林について、販売実績や伐採計画、所在、林種及び面積等を立証する資料の整理を行っているところであります。

ここが聞きたい

議員8名が登場

ここが聞きたい

議員8名が登壇

らの証憑(しょうひょう)が整い次第速やかに請求を行う予定であります。

また、森林整備センター(旧公園造林)や官行造林、県行造林等の分収契約地の賠償請求も現況確認、資料の整理など請求準備を進め、分収契約者と協議しながら賠償基準が策定された段階で、速やかに損害賠償請求を行いたいと考えております。

医療費助成の継続について

質

村民は大震災に続いて昨年10月の台風19号で甚大な被害を受けてしまいました。この様な状況のもと医療費補助継続を強く希望しております。この実現の為、県、国に対し陳情を行っているところではありますが、現在の状況を説明いただきたいと思います。

答

2点目の医療費助成の継続について でありますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置について、

2月14日付けで、県を通じて国から財政支援を延長する旨の通知があったことから、国民健康保険の被保険者、後期高齢被保険者につきましては、引き続き、引き続き、上位所得者や震災後の転入者を除き、被保険者等の一部負担金及び保険料につきましては免除となるため、免除のための証明書を発送したところであります。



高野 恒大 議員

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の改定について

質

村では、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償を定めておりますが、近年の社会情勢は、複雑多様化しており、また、東日本大震災と原発事故後にあっては、特別職の非常勤職員に求められる役割は重要で、その負担は非常に大きいものとなっております。

ります。

このような状況から、特別職の非常勤職員の活動をより一層充実させるため、報酬及び費用弁償を改定する必要があると考えますが、村長のお考えをお伺いします。

答

1点目の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の改定について でありましたが、非常勤の特別職の報酬につきましては、平成29年12月に農業委員会に関する法律の改正によるものが直近の改正であります。各種委員の改正につきましては平成28年4月、行政区長及び代理者の職務の内容等を考慮し、増額の改定を行ったところであります。

今後も、社会情勢や職務の状況等を見ながら、判断してまいります。

各種団体等に対する補助金等の改定について

質

村当局におかれましては、財政ひっ迫の中にあつて、各種団体等に対する補助金等の助成をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、近年は、少子・高齢化や社会情勢の変化に伴って、各種団体の経済的負担は、大

きいものとなっております。つきましては、各種団体等の活動を今後も継続していくため、補助金等の改定が必要と考えますが、村長のお考えをお伺いします。

答

2点目の各種団体等に対する補助金等の改定について でありましたが、各種団体の活動につきましては、議員の質問にありますとおり、少子高齢化や社会情勢の影響を受けやすいものと思っております。従いまして、これまでの活動実績や事業計画によって、その都度見直しを行っているところであります。今後も、各種団体の活動状況や活動計画によって、個々具体的に判断してまいります。

東日本大震災と原発事故後の村の復興施策について

質

東日本大震災と原発事故から今年で10年目を迎えるようとしております。この間、村当局におかれましては、村長をはじめ、職員が一丸となって、村民の避難から帰村、そして復興に取り組んでいただき、その成果が見られますことに感謝申し上げます。

しかしながら、東日本大震災と原発事故によって村の現在の状況

は、人口の減少と少子・高齢化に拍車がかかっております。

このような状況から、今後の村の活性化対策が必要と考えますが、次の2点について、村長のお考えをお伺いします。

(1) 高齢化対策としての医療及び福祉の充実について

(2) 村の活性化を図るための若者定住対策について

答 3 点目の東日本大震災と原発事故後の村の復興施策について、であります。一つ目の、高齢化対策としての医療及び福祉の充実についてお答えいたします。

高齢化対策としての医療につきましては、現在、川内村国保診療所において、内科・歯科の診療に加えて、整形外科・心療内科・眼科・消化器内科の専門外来を開設しているところであり、引き続きこの診療体制を継続するとともに、受診や入院後の治療がスムーズに行えるよう、関係医療機関と連携を図りながら、よりよい医療を提供し、保健師や栄養士・薬剤師等の専門職や地域包括支援センター

が連携しながら、村民の皆様が在宅においても、安心して治療や療養ができる体制を今後も継続してまいります。

次に、高齢者の福祉につきまして、国では団塊の世代が後期高齢者になる2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しております。

今後の、村の高齢者福祉につきましては、現在行っている、外出支援サービスや配食サービス、緊急通報システムなどを引き続き実施し、介護予防の推進をはじめ、地域ケア会議や在宅医療・介護連携のさらなる推進を図ってまいります。また、増加傾向にある認知症の施策として認知症初期集中支援チームや認知症カフェの運営、生活支援コーディネーターや協議体と連携しながら、地域における多様な生活支援サービスが利用で

きるような地域づくりに取り組んでおりますので、今後も、高齢者の社会参加・社会的役割を持てるような生きがいづくり、地域での支えあいや見守り体制の充実を進めてまいります。

二つ目の、村の活性化を図るための若者定住対策につきましては、第5次総合計画において、若者を初め村民一人一人が希望を持って暮らせるような、そして多くの人々を引きつけるような魅力ある村づくりを基本目標として、交流人口の拡大、産業振興、生活環境整備を推進することで移住・定住者人口を増やし、活気を生み出そうとしております。

基本政策の1つ目は、『村ならではの資源を生かした魅力的な「しごと」づくり』としまして、川内の郷かえるマラソン大会の実施、醸造貯蔵施設整備、ふくしま森林再生事業、田ノ入工業団地への立地促進、福島事業再開・帰還促進事業としてのプレミアム商品券事業など。2つ目の「交通・通信ネットワークの拡充」では、国道399号線や主要地方道小野・富岡線、富岡大越線改良事業の促進、光ファイバー網施設運営管理。3つ目の「健康で安心して生活できる環境づくり」では、子育て環

境の整備として保育料無料化の維持や在宅保育支援手当支給、ひとり親世帯移住支援事業。4つ目の「安心・安全な快適環境の村づくり」では、町分地区の住環境整備事業、新築住宅補助事業、空き家対策支援事業。5つ目の「心豊かな人と文化を育む村づくり」では、教育環境整備、学校給食無償化事業、グローバル人材育成事業、高等学校生徒遠距離通学助成事業、興学塾運営事業などを重点施策として実施し、総合的に若者定住の対策を実施してまいります。



復興創生期間 10年目を迎えて



質 あの震災と原発事故から9年が経過し村は被災のなか、いち早く帰還し村民誰もが戻れる環境づくりへ様々な施策をこれまで取り組んできました。馴れない環境のなか苦勞の連続であつたと思います。

これまでの9年間を振り返り、
村長としての様に感じ、そして、

ここが聞きたい

議員8名が登壇

ここが聞きたい

議員8名が登壇

復興創生期間10年目を迎え、村づくりの仕上げの時期とされており、村長としてどの様に考えているのか、また、総仕上げ時期とすれば課題もあると思いますが、村長にお伺いします。

答

新復興創生期間10年目を迎えてについて、

ありますが、震災原発事故後、私たちは、山積する課題に対処するための前例、マニュアルやノウハウがないまま、手探りの状態で復興・復興の歩みを進めてきました。この間、様々な不条理や軋轢、ジレンマと戦い、もがき、いつも何かに追い立てられているような緊張感に満ち溢れ、痺れるような時間を感じてきました。それでも、心を定めて前に進んできたような思いをしております。

それは、私にとって、とてもエキサイティングでポジティブな時間だったと思っています。

先行きが見えない不安と、孤立感の中で、一通の手紙が私の背中を押してくれました。「なんでこうなってしまったの？寝るとき泣いています。もう都会はいいです。

川内村に帰りたい、村長さん何とかしてください。」という千葉県に避難した中学生からの手紙でした。

10年目を迎えるにあたって、これまで復興の支えにしてきた三つのキーワードを申し上げたいと思います。

一つ目は、「感謝」です。これまで国・県をはじめ、村内外から物心両面で多くの支援をいただけてまいりました。お陰様で、現在約8割の村民が村内で、当たり前前の生活を少しずつ取り戻しつつあります。川内村に思いを寄せてくれる多くの方々の支援とご縁に、「感謝」の気持ちを忘れてはいけないと考えています。

二つ目は、「希望」です。心が折れそうな状況にありながらも、一步一步前に進めてきた過程で、判断に迷う場面や大きな危機を経験してまいりました。危機や課題を「希望」に変え、互いに助け合う力を身に付け、「必ず復興させる。」という「希望」を持って前に進んで来しました。

三つ目は、「挑戦」です。復興

は未知なるものへの「挑戦」でもあり、新しいものをクリエイティブしていく絶好のチャンスでもあります。この9年間は正に「挑戦」の連続であり、しかも全ての挑戦が必ずしも上手くいったわけではありません。しかし、ひたすら前を向き、反省と教訓を積み重ねながら「挑戦」し続けてきたような思いをしています。

10年の節目を迎えるにあたり、もう一度お世話になった皆様への「感謝」とこれまでの成果を力に変え、「希望」を持ちながら、新たな時代を切り拓く「挑戦」を進化させてまいります。

課題は、急激な人口減少と超高齢化社会、そして復興の反動減だと考えています。

復興と地方創生、人口減少、更に台風被害からの復旧を同時並行・一体的に進めてまいります。



久保田裕樹 議員

第5次川内村総合計画の取り組みについて

質

この第5次総合計画概要版にある基本施策、安心・安全な快適環境の村づくりの項目の中で、自然・原子力災害対策の推進及び消防・防災機能の充実の両主要取り組みの経過並びに現状を伺います。

答

第5次川内村総合計画の取り組みについて、

ありますが、基本施策の一つに「安心・安全な快適な村づくり」が掲げられております。まず、自然・原子力災害対策の取り組みについては、震災の教訓を踏まえ、平成27年度に村地域防災計画の一般災害対策及び震災対策について見直しを行うとともに、新たに原子力災害対策編を策定したところであります。原子力災害対策のこれまでの取り組みといたしましては、平成26年に原発事故を想定した住民避難訓練の反省点を踏まえ、訓練内容の評価を行い、課題を洗い出して改善に向けて検討してまいりました。また、福島第1原子力発電所廃炉に向けた措置状況については、資源エネルギー庁から廃炉に係る中長期ロードマップの状況について毎月報告を受け、安全で適正な作業工程等について監視を行っております。また、自然災害対策につきましては、昨年3月

に土砂災害警戒区域等を記載した「防災マップ」を作成し、全戸に配布し危険箇所を周知するとともに、災害発生時における要支援者名簿を作成し、支援者の把握と避難誘導について検討してまいりました。さらに、昨年2月には全職員を対象に、抜き打ちによる非常招集訓練を実施し、災害発生時における迅速かつ的確な初動体制について再確認をしているところでもあります。

次に、消防・防災機能の充実に

ついて、ありますが、震災以降、若年層の帰還が進まず、消防団員数が減少している現状であることから、平成30年度に各分団の適正な組織づくりのため消防団組織の再編を実施するとともに、定年年齢を63歳未満まで延長したところがあります。また、消防機能の充実を図るため、防火水槽等の消防設備や高機能ポンプ自動車及び消防敷材を計画的に導入しているところでもあります。消防防災訓練につきましても、双葉地方消防本部が主催する「消防団と連携した大規模火災対応訓練」等に積極的に

参加し、操法技術の向上、知識の習得に努めております。

なお、新年度においては、昨年の台風19号災害で住宅浸水した箇所を明示したマップを配布し、注意喚起を行いたいと考えております。また、不足する団員確保のため、正規団員のほか、消防団員経験者や村内事業所に勤務する方を新たに「機能別消防団員」として消防団に加わっていただき、組織の充実を図りたいと考えております。



高野政義 議員

質 1. 健康診査の受診率について

川内村民の健康について
村の国民健康保険特定健康診査及びガン検診の受診率について、お伺いします。また、受診率を上げるために、どのような対策を実施

しているのか、お伺いします。

2. 健康寿命について

福島県では、不健康な生活習慣を持つ方の割合が高く健康寿命が、全国平均よりも短くなっている」と報道されているが、村の状況についてお伺いします。

3. 川内村健康増進計画について
平成30年度から10年間で計画期間として、立派な計画書が策定されているが、村民の意識を高めるためにも各家庭に配布すべきと思いますが、考えをお伺いします。また、目標達成のために、どのような取り組みを実施しているのか、お伺いします。

答

川内村民の健康について
であります。健康を考えると健康診査は、病気を早期発見し、早期治療につなげる他、健診結果から生活習慣を改善し、病気を予防する目的もあり、自分自身の健康を守るために定期的に受診が重要となっております。

1 点目の健康診査の受診率についてですが、29年度の村が保険者である国保の特定健康診査の受診率は53・43％で、福島県市町村平均の41・89％より高くなっております。

がん検診につきましては、受診

率を算出する際の対象者のとらえ方に差があるため、他との比較するために国が定める検診対象年齢の総人口に対する受診率を申し上げます。

・ 肺がん検診 村40・81％、県平均17・19％
・ 胃がん検診 村14・67％ 県平均16・98％
・ 大腸がん検診 村24・34％ 県平均14・27％
・ 乳がん検診 村47・3％ 県平均16・3％
で、胃がん検診を除くがん検診はいずれも県平均よりも高い受診率となっております。

本村の村民の方は、健康に対する意識は比較的高いと思われますが、更に受診率を上げる対策についてであります。各区の保健協力員による受診勧奨を行うとともに、特定健康診査・婦人がん検診では、対象者全員に受診録と受診勧奨のチラシを送付し、その他のがん検診につきましては、初めてがん検診対象者となる40歳の方にがん検診の案内と受診勧奨のパンフレットを送付しております。さらに、大腸がん検診においては、前年度受診者と国保の特定健診対象者全員に検査容器を送付しております。

また、受診機会を確保するために、集団検診を受診できなかった

ここが聞きたい

議員8名が登壇

ここが聞きたい

議員8名が登壇

方や県外に避難されている方には、契約医療機関での個別検診を実施しております。

今後も、がん検診の重要性について周知し、多くの住民の皆様を受診していただけるよう努めてまいります。

次に、二つ目の健康寿命についてであります。福島県では、65歳を過ぎて要介護2以上にならず、健康に過ごせる期間が何年あるかを算出した健康寿命の指標「到達者度」を公表しております。川内村のように人口規模の小さい市町村（人口12,000人未満）では、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動する可能性が高く、算定には適さないために参考値として公表されております。

2016年公表では、男性の福島県の65歳時の平均余命は18・77年、川内村21・29年、健康な期間の平均「到達者度」は、福島県17・14年・川内村19・30年、健康な期間が65歳時の平均余命に占める割合は福島県91・3％・川内村が90・6％となっております。

女性の福島県の平均余命は、福

島県23・63年・川内村23・96年で、到達者度は福島県が、20・31年・川内村が19・80年、健康な期間が65歳時の平均余命に占める割合は、福島県85・9％・川内村が82・6％となっております。

比較の目安として、「健康な期間が65歳余命に占める割合」での対比が推奨されており、川内村の男性は県水準並み、女性は県平均より少なくなっています。つまり、女性是要介護2以上になるのが早く、要介護2以上の方が多い傾向であるため、不健康な期間が県平均よりも長くなっております。健康寿命の延伸に向けて、若いうちからの健康づくりや介護予防事業にさらに力を入れて取り組んで参ります。

3点目の川内村健康増進計画について であります。村では、いつまでもその人らしくいきいきとした生活が送れることを目標とし、平成30年度から10年間を計画期間とした健康増進計画を平成30年3月に策定いたしました。子育て・食・運動・こころ・口腔・アルコール・たばこ・介護予防・放

射線の9分野において重点目標を掲げ、目標に沿った取り組みを記載しております。議員のご指摘のとおり、各家庭に配布しておりますので、次年度には、住民の皆様に分かりやすい概要版を作成し、各家庭に配布させていただきます。予定しております。

また、目標達成のための主な取り組みであります。食においては、健康長寿のための減塩&野菜を食べようプロジェクトとして、食生活改善推進員と連携し健診やサロン等での情報提供や試食・学校と連携した食育教育・ふくしま健民カードを利用した健康な食習慣の取り組みの支援などを実施しております。

運動においては、気軽に楽しく身体を動かす習慣プロジェクトとして、健診時や健診結果返却会の場における専門職による運動の方法の紹介と体験・プールを利用した運動教室・健民カードを利用した運動習慣の定着化を図っております。

介護予防においては、生涯元気プロジェクトとして、地域での見守りや支えあい・介護予防についての情報提供や高齢者の方が地域とつながり生きがいを持って生活できるよう通いの場づくりのリー

ダー育成を行っております。

今後も、一人ひとりがその人らしくいきいきとした生活が送れるよう、個人・家庭・地域・関係機関・行政がそれぞれの役割りを担いながら、社会全体で健康づくりを推進できるよう努めてまいります。



議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

<http://www.kawauchimura.jp/page/dir000045.html>

川内村議会

検索



請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆ 請願書の書き方

- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
 - ②次頁から件名、請願の趣旨（理由）、請願年月日、請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印
 - ③最後に、議会議長○○○様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

(表紙)

なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月ですから、締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はいりません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆ 様式

請願書は次の様式で作成してください。

〇〇〇〇〇に關する請願書	紹介議員 氏 名 印
〇〇〇〇〇(件名) (議題の趣旨)	
何々	
.....	
.....	
.....	
.....	
令和 年月 日	
住所	
氏 名 印	
議會議長 〇〇〇〇 様	